

第1回 政策企画会議会議概要

開催日	2020年8月31日（月曜日）
議題	令和3年度予算編成方針について
担当部署	企画部財政課

事案の概要

- 令和3年度予算編成における方針の確認
(確認事項)
 - ・方針各項目
 - ・下線部は昨年度方針からの変更及び強調部分となる

主な意見

- 特定財源（補助金等）に係る国や都の動向には引き続き注視すること。

今後の方向性・結論

- 提案のとおり予算編成方針として決定し、各部長へ通知する。

令和3年度（2021年度）中野区予算編成方針について

昨年度末から世界的に感染が広がっている新型コロナウイルス感染症の影響により、日本経済は戦後最悪の落ち込みとなっている。今年4月～6月期の国内総生産（GDP）の速報値は、前期比7.8%減、年率換算では27.8%減となり、昨年10～12月期から3四半期連続でマイナス成長となった。GDPの大半を占める個人消費が前期比8.2%減、もう一つの内需の柱である企業の設備投資は前期比1.5%減、世界的な景気悪化により輸出も前期比18.5%減となった。5月の緊急事態宣言の解除後、持ち直しの動きが見られることから、7～9月期のGDPはプラス成長が見込まれるが、新型コロナウイルスの感染拡大の懸念は広がっており、国の令和2年第12回経済財政諮問会議に提出された「令和2（2020）年度内閣府年央試算」においては、2020年度の実質GDP成長率がマイナス4.5%程度と見込まれている。これは、リーマンショックが発生した平成20年度（2008年度）のマイナス3.4%を大きく下回る。

世界経済、日本経済の減退は、当然のことながら区財政に大きな影響を与える。リーマンショック後の予算編成においては、一般財源が、平成21年度予算において前年度比約30億円の減、平成22年度予算において前年度比約54億円の減となった。来年度の一般財源は、現時点で今年度当初と比較して約92億円の減収を見込んでおり、リーマンショック時以上の影響があると考えている。経常経費化した事業はもとより、これまでの計画に沿って進めてきた投資的事業等であっても、将来に向けた十分な検証に立ち返り、必要に応じて区民と対話等を行い、見直しを図っていかなければならない。一般財源充当事業費について一定の基準を設け、これを財務規律の基本として順守し、これまで以上に歳出総額を圧縮していくことが必須である。

これまで積み立ててきた財政調整基金については、取り崩しを前提とするのではなく、歳出の抑制に努めた上で、真に必要な区民サービスを実施するために、基金活用を図ることが必要である。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらない中、区は、今年度予算において第4号までの補正予算を組むとともに、予備費の活用も行いながら、医療・生活・経済を支援する対策を講じてきたところである。今後も、区民や現場の声に耳を傾け、時機を逸することなく、適時適切な対策を進めていく必要がある。

また、来年度は、新しい基本計画の策定の年となる。今後10年間の財政見通しを見定め、客観的なデータを基に区民ニーズを的確にとらえ、必要な事業に選択と集中を図り、将来に向けた行政需要と負担額を的確に把握していかなければならない。

令和3年度予算は、歳入においては、これまで以上に財源の確保に努める

ため、区の基幹財源である区税や国民健康保険料の徴収体制を整え、歳出にあっては、厳しい財政状況が見込まれる中、事業の廃止・縮小・先送りといった抜本的な見直しを行って歳出の抑制を図る一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を進めるとともに、新しい基本計画の検討を踏まえながら、中長期的な視点を持って編成をする必要がある。

以上のこととを十分に踏まえ、令和3年度予算は、以下に定める方針により編成すること。

1 政策課題への的確な対応

新型コロナウイルス感染症への対応状況や新しい基本計画の策定に向けた議論を踏まえながら、政策の検討段階から、区民の声の把握に努めるとともに、統計や業務データ等を収集・分析し、客観的な論拠となるエビデンス・ベースの議論を経て、事業効果や確実な経費の試算等、精度の高い検討を前提とすることを強く求める。これを担う職員が知識や発想力を磨くことは、欠かすことができないものであり、人材育成のための経費も一定程度計上するものとする。

また、これまでの計画に沿って進めてきた投資的事業等であっても、改めて将来に向けた十分な検証に立ち返り、必要に応じて区民との対話等を行いつつ、今後の財政状況を踏まえた事業計画を示すこと。

学校及び各種施設・庁舎等の建替えや改修、設備の更新、道路や公園等のインフラ資産の維持更新等については、中長期的な経費の最小化を図るために、将来負担を的確に把握し、効率的・効果的な整備の考え方を示すこと。

2 新規・拡充事業

新規・拡充事業は、真に必要であり優先度の高いものとし、関連する既存事業の統合再編、見直し等事業のスクラップにより経費を生み出すこと。ビルド・アンド・スクラップを実行できていない計画は、原則として認めない。

事業計画を立てる際は、新しい基本計画の策定に向けた議論を踏まえながら、目標達成の時期を見定め、事業終了の時期をあらかじめ想定し、政策的位置付け、戦略的展開や事業効果、事業実施に伴うリスクを明確にした上で、統計や業務データ等の収集・分析から客観的な論拠を見出し、エビデンス・ベースでの計画作成を徹底すること。

事業費の積算にあたっては、財源の裏付けを明示した具体的な積算を行うとともに、後年度負担額の縮小に注力し、向こう10年間の負担額を適切に積算し、持続可能な計画とすること。

3 事業の評価・見直し

令和元年度決算の状況や令和2年度行政評価結果、令和3年度に向けた事業見直しを十分に踏まえ、事業の評価・見直しに取り組み、予算要求を行うこと。

経費削減や事業効果向上の観点では、これまでに方向性が確認されているものはもとより、すべての事業について、事業の効果及びその原因の分析を行った上で、効果が上がっていないものについては、事業の廃止、統合、縮小、休止、執行方法の変更等について、検討を行うこと。何れの事業においても、漫然と例年同様の内容で積算することなく、常に積算根拠や契約の仕様内容、事業手法を見直す等、あらゆる観点から事業見直しに努めることを強く求めるものである。

特に、これまで長年にわたり変更を行っていない事業については、基本構想・基本計画の検討を踏まえて、将来を見据え必要性を再検証し、その効果や制度内容等について確認をしたうえで継続実施の可否を判断すること。

4 歳出抑制

厳しい財政状況が見込まれることから、経常経費は削減を原則とし、ICTの活用やペーパーレス化等により内部管理事務の効率化を進め、内部管理コストの削減を図るなど、さらなる歳出抑制・節減に努めること。

また、毎年度経常的に実施している事業についても、エビデンスを基にした分析により適切な需要推計を行い、適切な予算規模とし、決算時の見込差残額の縮減に努めること。

5 ワークライフバランスへの対応

平成29年度に「中野区イクボス宣言」を行ったことを踏まえ、事業執行にあたっては、柔軟かつ効率的な組織運営、業務執行を行うための工夫を徹底し、超過勤務の削減など、職員のワークライフバランス実現の主旨に則った要求とすること。

6 歳入の確保

最も重要な財源である特別区税については、徴収額及び収入率の目標を定め、これを達成するため、他自治体の優良事例も参考にしながら、取組の強化を進め、確実な税収の確保に努めること。

国民健康保険の保険料についても、現状の課題とその原因を分析し、徴収額及び収入率の目標を定め、他自治体の優良事例も参考にしながら、取組の強化を行うこと。

すべての事業について、充当可能な国や都の補助金を再度調査し、最大限の活用を図ること。国や都の補助金を充当する場合については、該当要

件等を十分に把握し、確実に交付を受けられるよう事業を組み立てること。

その他の歳入についても、あらゆる手法を検証し、的確に歳入確保に努めること。

7 国・都の動向の把握

国や都の政策動向を注視し、情報収集に努めること。これまで特定財源（補助金等）により執行してきた事業のうち補助金等の廃止や縮小があるものについては、代替となる新たな財源を調査し、財源確保に努めること。
それが見込めない場合は、事業の廃止・休止・縮小等の見直しをすることを原則とする。

また、制度変更等により大幅な需要の増減が見込まれる事業について、変更内容を正確に把握したうえで、的確な需要予測を行い、適切な事業内容へ修正を行うこと。

8 経費の積算

経費の積算にあたっては、決算状況をもとに実績を踏まえて行うとともに、市場性や競争性に留意し、複数の事業実施方法を比較し、かつ必ず2事業者以上の見積りを徴取する等根拠のあるものとすること。

保守点検費用等の施設の安全にかかる経費、事業実施の際の保険費用等は、安全を確保するための経費として確実に計上すること。

9 予算要求

各部においては、この予算編成方針に基づき、部ごとの予算編成の考え方を明確にしたうえで、別途通知する「令和3年度（2021年度）予算編成事務処理方針」により、指定する期日までに予算要求書を提出すること。

予算要求は1次経費、2次経費とそれぞれの要求とし、各部は別途通知する「令和3年度（2021年度）予算編成における一般財源要求限度額について」において割り当てられた額の中で予算要求を行うこと。

各部においては、その経営機能を十分に発揮し、部長及び庶務担当課長による部内調整を徹底し、すべての事業を評価したうえで、優先順位付けを行い、割り当てられた一般財源要求限度額の範囲内に収めること。一般財源要求限度額を超えて要求した場合は、別途調整を行う。

10 予算の査定

「令和3年度（2021年度）予算編成方針」に基づき、全事業を対象として査定を行う。